

# 指定管理者を公募します

財政課 内線242 観光課 内線711

町では万葉公園足湯施設「独歩の湯」の指定管理者を公募します。

指定管理者制度とは公の施設の運営管理に民間の発想やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上と経費の縮減を図るとともに、公共サービスを民間に開放し、地域の活性化を図る制度です。

【導入施設】万葉公園足湯施設「独歩の湯」  
(施設担当課：観光産業部観光課)

【指定期間】平成22年4月1日～平成26年3月31日(4年間)

【受付期限】10月2日(金) 17:15まで

【応募資格】法人またはその他の団体もしくは法人などのグループとし、個人での応募は受け付けません。

【募集要項の配布】9月30日(水) 17:15まで

※土・日・祝日を除き、観光課で配布します。

※町ホームページからもダウンロードできます。

【選定方法】町の選定基準により、指定管理者選定委員会が審査し、議会の承認を受けた後、指定管理者となります。

(詳細は観光課までお問い合わせください。)

# 町営住宅の入居者を募集します

福祉課 内線313

◇募集する住宅《湯河原町宮上725-2 町営孫込住宅》

| 場 所            | 家賃(月額)   | 間取り                     | 構 造         | その他        |
|----------------|----------|-------------------------|-------------|------------|
| 1号棟1階<br>102号室 | 13,100円～ | 6畳・4.5畳・3畳・DK<br>浴室・トイレ | 耐火構造<br>4階建 | 敷金<br>3か月分 |

【申込期間】9月7日(月)～18日(金)

【申込方法】所定の申込用紙に記入のうえ、必要書類を添えて役場福祉課まで持参してください。  
(応募者多数の場合は書類選考となります。)

【資 格】

- ①申込者は成人であり単身者でないこと。(高齢者・身体障がい者の方などはこの限りではありません。)
- ②本町に住民登録があり引き続き居住していること。

または町内に勤務先を有していること。(1年以上在住または在勤)

③現在住宅に困窮していることが明らかであること。

④月収額が基準額内(15万8千円以内)にあること。

⑤町税などを滞納していないこと。

※詳しくは、福祉課へお問い合わせください。

【入居時期】10月1日(木)以降の予定

# 小田原市・足柄下地区における生ごみ、剪定枝のリサイクルについて ご意見、ご提案を募集します

環境課 内線551～553

小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町では、現在、焼却処理されている「生ごみ」と「剪定枝」について、広域ごみ処理に適したリサイクルの方策の調査検討を行うことを目的に、住民、事業者、学識経験者をメンバーとする「小田原市・足柄下地区資源化検討会」を設置しました。

ごみ処理に関する問題は、住民の皆さんに密接にかかわる重要な問題で、その解決には皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

そこで、検討会では、調査検討の参考とするために、小田原市・足柄下地区における生ごみ、剪定枝のリサイクルに関するご意見、ご提案を募集します。

【対 象】町内に在住・在勤・在学する方、町に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

【募集期間】9月15日(火)～10月15日(木)

【提出方法】役場環境課または町ホームページにある所定の用紙に必要事項を記入し、郵送または電子メールで提出してください。

【提出先】〒250-8555 小田原市役所環境政策課内  
小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会事務局  
kouikigomi@city.odawara.kanagawa.jp

※お寄せいただいたご意見、ご提案は、内容を分類・整理した上で、検討会で報告させていただきます。

※ご意見、ご提案に関しては、個別に回答しませんのでご了承ください。

※提出された用紙は返却しません。